

仕 様 書

1 業務名

厚別区第 27 回参議院議員通常選挙に伴う投票所用品調達・運搬業務

2 履行期間

契約締結日から選挙期日の翌々日まで

3 業務内容（詳細は次項のとおり）

- (1) 別紙 1 「厚別区第 27 回参議院議員通常選挙 投票所用品一覧」（以下「用品一覧」という。）中の受託者調達用品を調達すること。
- (2) 受託者調達用品、厚別区土木センターが保管する用品（以下「土木保管用品」という。）及び厚別区役所が保管する用品（以下「区役所保管用品」という。）を各投票所まで運搬すること。
- (3) 3(2)で運搬した用品を回収した上で、土木保管用品及び区保管用品をそれぞれ元あった場所等へ返却すること。

4 業務詳細

(1) 作業工程の調整について

受託者は、契約締結後に委託者が交付する別紙 2 「投票所連絡先等一覧」に基づき、各投票所の施設管理者と運搬・回収日時、搬出入口及び保管場所確認のための事前打ち合わせ（電話や電子メール、FAX、現地訪問等）を行い、全体スケジュールを調整すること。なお、用品の運搬、回収を行う時間帯は原則以下のとおりとする。

- ・運搬 選挙期日 3 日前（木曜日）中の 16:00 まで
- ・回収 選挙期日の翌日（月曜日）中もしくは翌々日（火曜日）中とする。どちらの日付とするかは選挙期日によって決定することから、委託者は選挙期日決定後速やかに受託者に示し、受託者はそれに従うものとする。

時間帯は委託者と調整のうえ決定する。

全体スケジュール調整後、受託者は、上記の打ち合わせ結果を含め、必要事項を記載した様式 1 「作業工程表（厚別区）」を選挙期日の 4 日前（水曜日）までに委託者へ提出すること。なお、「2 引き取り日時」については、委託者と協議の上記載すること。

(2) 受託者調達用品について

受託者は、選挙期日 4 日前（水曜日）までに別紙 1 中の「受託者調達用品」を調達すること。

(3) 用品の引き取りについて

受託者は、別紙 1 中「土木保管用品」及び「区役所保管用品」を以下 (ア)、(イ) のとおり引き取り、一時保管しておくこと。保管場所は受託者が確保するとともに、器物損壊等保管中に事故が発生した場合は、受託者が、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(ア) 土木保管用品

4 (1) の用品の運搬日時までに厚別区土木センターから引き取ること。時間については、平日 9:00～17:00 の間とし、事前に委託者と調整すること。

(イ) 区役所保管用品

4 (1) の用品の運搬日時までに厚別区役所から引き取ること。なお、時間については 8:30 まで又は 19:00 以降とし、事前に委託者と調整すること。

(4) 用品の運搬について

受託者は、4 (2) で調達した用品及び 4 (3) で引き取った用品を、4 (1) で決定した時間帯に各投票所へ運搬すること。

また、各投票所への搬入・引き渡しは必ず 4 (1) で決定した指定場所で行い、施設管理者等立ち合いの上、不足及び破損がないことを確認した後、様式 2 「用品運搬確認表（厚別区）」に施設管理者等の確認印（又はサイン）をもらうこと。

(5) 各投票所からの用品の回収について

受託者は、4 (1) で決定した時間帯に各投票所から用品の回収を行い、元あった場所等へ返却する。併せて各投票所から回収したごみ袋については、区役所に運搬し委託者の指示に従い置くこと。

また、各投票所からの回収時に、施設管理者等立ち合いの上不足及び破損がないことを確認した後、様式 2 「用品運搬確認表（厚別区）」に施設管理者等の確認印（又はサイン）をもらうこと。

(6) 各用品の返却及び様式の提出について

4 (5) で回収した用品は、「厚別区土木センター→厚別区役所」の順で返却することとし、土木保管用品を厚別区土木センターの所定の位置に返却した後、厚別区役所で区保管用品及びごみ袋を所定の位置に返却すること。なお、厚別区役所への返却は、17:15 以降とする。

全ての作業が完了した後、4 (4) 及び 4 (5) で確認印又はサインをもらった様式 2 及び必要事項を記載した様式 3 「投票所運搬・回収結果」（ともに原本）を委託者へ提出すること。

5 参考情報

- (1) 運搬で使用する車両の想定（過去実績）
6tトラック3台
※3ルートに分けて運搬する場合（受託者調達用品の運搬含む）
- (2) 用品保管場所等の住所
 - ・厚別区役所（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2）
 - ・厚別区土木センター（札幌市厚別区厚別町下野幌45-39）
 - ・各投票所：別紙2のとおり

6 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たり、個人情報を取り扱う際には別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行い、委託者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (2) 契約締結後、受託者に厚別区選挙管理委員会の腕章を貸与するので、業務に従事する際は、少なくとも1人は腕章を着用するとともに、必要に応じて身分証明書等を提示すること。
- (3) 運搬に当たっては、交通法規の遵守等、交通安全に十分留意すること。やむを得ずスクールゾーンに該当するエリアに車両を進出させる場合は、受託者においてあらかじめ警察への通行許可申請を行うなどの対応を行うこと。
- (3) 用品に不備があった場合に備え、選挙期日前日の9:00から18:00まで及び選挙期日当日の6:00から20:00までのそれぞれの時間帯について、即時に対応できる体制を整えておくこと。
- (5) 本件業務の履行においては、委託者である本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めることとし、車両については、極力ハイブリッド車、CNG、LPGを燃料とする低公害車の配車に努めること。また、運転をする際は、アイドリングストップの実施など環境への配慮を心がけること。
- (6) 用品の搬出入等にあたっては、必要に応じてカゴ台車を使用するなど、作業中に用品類が散逸しないよう工夫を図ること。
- (7) 用品の搬出入等にあたっては、十分な養生を行うなど、施設の設備及び用品類に傷をつけることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (8) 用品一覧の内容については、若干の調整を行う場合がある。
- (9) 作業日時については、委託者、受託者及び施設管理者等の3者の合意があれば、変更できることとする。

7 担当

札幌市厚別区役所総務企画課（厚別区選挙管理委員会庶務二係）
国奥、居林 TEL 8 9 5 － 2 4 1 9

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を含め定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。

(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

作業工程表（厚別区）

令和 年 月 日

受託者：_____

1 現地責任者

	引き取り	運 搬	回 収
部署名			
氏名			
電話番号			
メールアドレス			

2 引き取り日時

- (1) 土木保管用品の引き取り： 月 日 ： ～ ：
- (2) 区保管用品の引き取り： 月 日 ： ～ ：

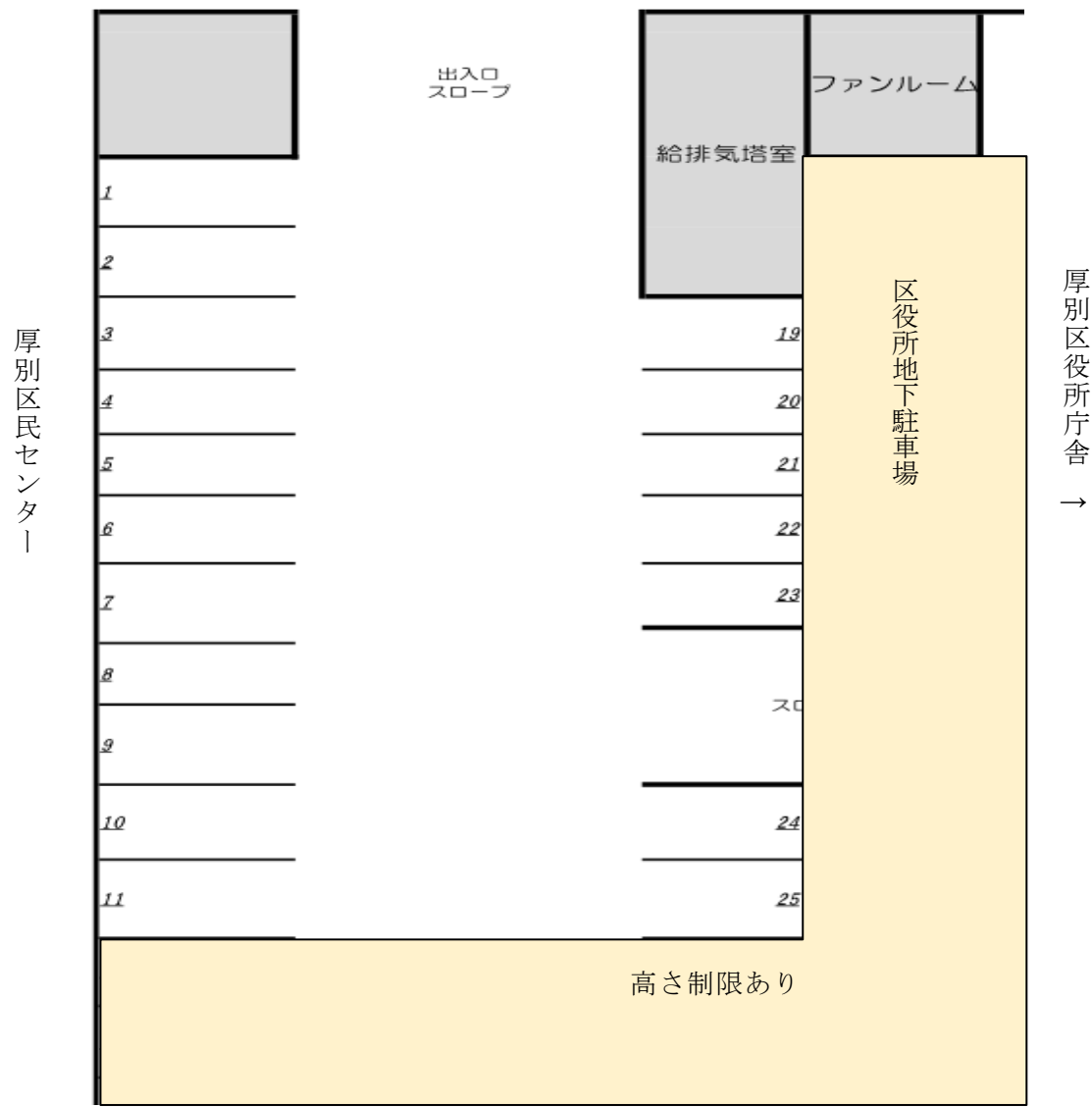
3 運搬、回収日時

投票区	投票所名	運搬経路・時間 (月 日)		回収経路・時間 (月 日)		備 考
例	●●小学校	1号車	10:00	2号車	15:00	
第 1	山本会館		:		:	
第 2	厚別西小学校		:		:	
第 3	厚別北小学校		:		:	
第 4	信濃小学校		:		:	
第 5	小野幌小学校		:		:	
第 6	信濃中学校		:		:	
第 7	厚別区役所		:		:	
第 8	大谷地東小学校		:		:	
第 9	共栄小学校		:		:	
第 10	青葉児童会館		:		:	
第 11	もみじの森小学校		:		:	
第 12	星槎札幌もみじキャンパス		:		:	
第 13	もみじの丘小学校		:		:	
第 14	もみじ台管理センター		:		:	
第 15	新札幌わかば小学校		:		:	
第 16	厚別中学校		:		:	

5 トラックの配車計画

日 程	サイズ、台数	区役所駐車場停車時間帯（予定）、台数
引き取り （ 月 日）		
返却 （ 月 日）		

6 区役所駐車場内のトラック停車スペース（レイアウト）



※本様式にある項目が全て記載されていれば、必ずしも本様式を用いなくてもよい

用品運搬確認表（厚別区）

令和 年 月 日 （ 運搬分 / 回収分 ）

投票区	投票所名

用品名	数量	チェック欄

確認印（またはサイン）
※ 用品破損の有無 （ なし ・ あり ⇒ 用品名： ）

※本様式にある項目が全て記載されていれば、必ずしも本様式を用いなくてもよい。

受託者：

[illegible][illegible][illegible]

月 日() 回収

ルート	時間	投票区	投票所名	(搬入場所と別の場合) 保管場所
1号車-	:	第		
1号車-	:	第		
1号車-	:	第		
1号車-	:	第		
1号車-	:	第		
1号車-	:	第		
1号車-	:	第		

ルート	時間	投票区	投票所名	(搬入場所と別の場合) 保管場所
2号車-	:	第		
2号車-	:	第		
2号車-	:	第		
2号車-	:	第		
2号車-	:	第		
2号車-	:	第		
2号車-	:	第		

ルート	時間	投票区	投票所名	(搬入場所と別の場合) 保管場所
3号車-	:	第		
3号車-	:	第		
3号車-	:	第		
3号車-	:	第		
3号車-	:	第		
3号車-	:	第		
3号車-	:	第		

※本様式にある項目が全て記載されていれば、必ずしも本様式を用いなくてもよい。